

京都市告示第662号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、  
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成29年3月29日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
速水邸	京都市中京区富小路通三条上る福長町 108番, 109番の一部
山中油店 米蔵他	京都市上京区下立売通智恵光院西入下丸屋町 512番 (一部), 513番, 514番

(都市計画局都市景観部景観政策課)